

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

2020年12月18日

02-補-E-20-0005_改0

先行審査プラントの記載との比較表（補足-700-6 重大事故等クラス2機器におけるクラス2機器の規定によらない場合の評価）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/12版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>補足-700-6【重大事故等クラス2機器におけるクラス2機器の規定によらない場合の評価】</p> <p>1. クラス2機器の規定によらない場合の評価対象機器</p> <p>2. クラス2機器の規定によらない場合の評価</p> <p>a. 評価式が規定されていない場合</p> <p>b. 精緻な評価を実施する必要がある場合</p> <p>(1) 長方形板の大たわみ式を用いた矩形ダクトの評価</p> <p>a. 評価式</p> <p>b. 判断基準</p> <p>(2) クラス3ポンプの規定を準用した立形ポンプの評価</p> <p>a. 評価式</p> <p>b. 判断基準</p> <p>(3) ねじ山のせん断破壊式を用いたねじ込み継手の評価</p> <p>a. 評価式</p> <p>b. 許容値</p> <p>(4) クラス1容器の規定を準用又は参考とした評価</p> <p>a. 公式による評価と解析による評価の組合せ</p> <p>b. ボルトの応力計算</p>	<p>記載の相違</p> <p>評価対象の差異(女川2号機においては、クラス1容器の規定を準用したボルトの応力計算がある。)</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。